

育児休業取得率

育児・介護休業法(第 22 条の 2)に基づき、育児休業取得率を公表しています。

令和7年度の「男性の育児休業等と育児目的休暇の取得率」

150.0%

※ 男性の育児休業等と育児目的休暇の取得率とは、表前事業年度において
(「育児休業等をした男性従業員の数」+「小学校就学前の子の育児を目的とした休暇制度を利用した男性従業員の数」)÷「配偶者が出産した男性従業員の数」で求められます。